

平成25年11月18日

松阪市議会議長
中島清晴 様

議員 海住恒幸

参加報告

基礎から学ぶ地方自治法講座第3回

「地方自治の基本（1）～住民の権利～」

開講日時 平成25年11月16日（土曜日）午後1時30分～4時30分

場所 名古屋市教育館第7研修室

（名古屋市中区栄）

主催 東海自治体問題研究所（理事長 市橋克哉・名古屋大学教授）

■参加の意図

8月24日開講以降、継続して参加しているので参加意図は前回までの報告書と同じである。

■今回の講座のテーマ

前回まで憲法の中の自治体の立法権の位置づけを語ったが、今回からは地方自治法にどう憲法が具体化されているかがテーマとなる。そのうち、今回は住民の権利という部分を扱う。

■内容

（1）住民とは？

だれが「住民」であるか？～地方自治法上の住民の定義を明確にする

住民と住所・・・「生活の本拠」（住所＝民法22条）の確保で身近な権利発生する。

どこに住民登録されているか。生活保護にいたるすべての権利の発生は住民登録している自治体より生じることから、「住民」となることの意義は大きいことを前提に考える。

判例・・・転入届の受理拒否はあり得ない。

地方自治法の10条に規定する住民の資格について自治体には裁量の余地のないところである。市町村の区域内に住所。住所が住民としての唯一の条件

地方自治法上の「住民」たる資格に、自然人であるか法人であるか、そして、国籍を問わないのが定説である。

(2) 憲法上の「住民」と、地方自治法上の「住民」

憲法上の「住民」と、地方自治法上の「住民」の違いについての議論が存在する。憲法ないしは自治法に根拠をもって具体化される「住民」の権利と、「住民」であれば存在する権利。条例の有無で左右される「住民」の参加などの権利の存在について知っておく。

地方自治法上の「住民」 住所を届ければ「住民」なので外国人も含む
憲法における「住民」 国家の構成員としての国民を想定した中での「住民」
となる。したがって、したがって、その構成員として外国人も含むかとなると微妙だ。また、憲法の中に登場する「住民」自体少なく、地方選挙の投票及び、憲法上の住民投票にかんしてのみ規定した憲法93条、95条だけである。憲法は国のかたちをデザインするかを規定するものなので、構成員としての国民を、どのような人権を保障するか、3権がどのように編成するかを決めているので、憲法上の基本的人権はだれに保障するか。権利の性質によって、外国人に及ぶ人権か、日本人にしか及ばない人権かが決まるのが通説。国の見解では生存権の保障対象として外国人には生活保護や緊急医療も及ばないが、自治体が自腹で対応している

(3) 住民の権利

地方自治法には、憲法に根拠を置き、日本国民たる住民にのみ認めている住民の権利（例・選挙権、直接請求）と、外国人住民も可とする権利（例・請願、住民監査請求、住民訴訟）とがある。

(4) 参政権

間接民主主義と直接民主主義

国政レベルとはちがって、地方のほうが民主主義の密度が濃い

74条の直接請求 6種の直接民主主義

(5) 住民投票

国の法令のないところで空白を埋める、だから自由に設定できる
投票結果に拘束力を持たせない

拘束力をもたせないものであるので投票率が低くても開票すべき

投票対象 常設型の場合、対象を何にするか。

方式 ネガティブリスト？ポジティブリスト？

高浜市 ネガティブリスト方式（これらに当たらなければ投票しよう）
ポジティブ方式（建設事業とかに当たらないものは投票をやらない）
市政運営上の重要事項にかかること 広い対象
直接賛否を問うこと

制度としては多くはない

憲法上の住民投票 95条

地方自治法 261条、262条（憲法95条の規定をうけての規定）

法律上の住民投票 直接請求のリコールの最終的な決定権、合併

条例上の住民投票 自治体の機運として条例を作って住民投票

住民投票と、他の住民参加との違い

住民投票 選挙と同じように投票結果の法律論 手続きの厳格

妥協案は追求できない弱点 是か非か 十分な熟慮の機会が必要

パブコメ ワークショップは、合意形成を追求するもの

法制化の議論はある。～国レベルで市民権を持つか。

民主党政権下の総務省において、大規模な施設の建設の是非というテーマなどに限定的なとらえかたをして法制化を検討したようだ。